

公立大学法人福知山公立大学における研究データの保存等に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人福知山公立大学（以下「本学」という。）における研究活動の不正行為の防止等に関する規程（以下「規程」という。）第3条第5項の規定に基づき、本学の研究者が本学における研究活動に伴い作成・取得した研究データの保存等について定めるものとする。

(責務)

第2条 公的な資金によって実施された研究で生み出された成果やそのもととなるデータ等は、公的資産としての性格も有することから、それらを適切に管理・保存し、必要に応じて開示することは、本学で研究活動を行う研究者に課せられた責務である。

2 本学の研究者が論文等の形で発表した成果に対し、後日研究不正の疑念を持たれるようなことが生じた場合には、研究者自らがその疑念を晴らすことができるよう、研究に関わる資料等を適切に保存することは、共同研究者、資金配分機関、本学及び社会に対する責任である。

(定義)

第3条 この細則において「研究データ」とは、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータのうち、外部に発表した研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性等を説明するために必要となるものをいう。

2 この細則において「研究者」とは、規程第2条第4項に定める研究者をいう。

3 この細則において「研究倫理教育責任者」とは、規程第6条第1項に定める研究倫理教育責任者をいう。

(研究データの保存)

第4条 研究者は、本学における研究活動により自らが収集又は生成した研究データを適切に保存しなければならない。

2 研究倫理教育責任者は、研究者に対し、研究データの保存についての指導及び教育を行うとともに、研究データを保存するための環境整備に努めなければならない。

(保存期間)

第5条 研究データの保存期間は、以下を基準とする。ただし、研究者がこれらの保存期間を超えて保存することを妨げない。

(1) 原則として、当該論文等の成果発表後、10年間とする。ただし、保管スペースの制約や保存・保管が本質的に困難なもの、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りでない。

(2) 法令等に別に保存期間に関する定めがある場合はそれに従う。

(3) 共同研究により得られた研究データ又は外部から受領した研究データで、契約等により別途定めがある場合はそれに従う。

(保存方法)

第6条 研究データは、後日検証の必要が生じた際に利用が可能となるよう適切に保存しなければならない。

(異動又は退職時の取扱い)

第7条 研究者が異動又は退職した場合においても、原則として第5条に規定する期間は研究データを保存しなければならない。

2 前項においては、学部長又は事務局が研究者との連絡体制を維持すること等により、追跡可能性を確保するための措置を講じるものとする。

(開示)

第8条 研究者は、調査委員会等から研究データの開示を求められた場合は、原則として開示に応じなければならない。異動又は退職後もその責を負うものとする。

附 則

この細則は、平成28年11月24日から施行し、同日以降に発表する研究成果等に関する研究データについて適用する。